

水産都市活力強化対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、水産都市の経済の活性化に資するため、県内水産関係団体等が行う、水産物水揚強化対策等に要する経費について、当該県内水産関係団体等に対し、予算の範囲内において水産都市活力強化対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 水産都市活力強化対策支援事業費補助金の交付の対象となる事業実施主体、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は別に定める。

2 前項の補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 次に該当する県内水産加工業協同組合等は、交付申請をすることができない。

(1) 県内に事業所を有しない者

(2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(3) 県税に未納がある者

(4) 国内の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、並びに反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体。

4 知事は、前項第2号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あて照会することができる。

(交付申請書添付書類)

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 事業実施主体の概要が分かる資料

(3) 暴力団排除に関する誓約書（別紙3）

(4) 納税証明書（税目：全ての県税）

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容の変更又は補助事業に要する経費を変更する場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次のイ及びロに掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りではない。

イ 経費の変更

(イ) 補助対象事業に要する経費の30%を超える減

(ロ) 補助金額の増

ロ 事業内容の変更

(イ) 事業実施主体の変更

(ロ) 事業の基本方針の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(実績報告書添付資料)

第7 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（別紙2）

(2) 事業実施を証する写真等資料

(3) 事業実施に際して行った契約、支出等を証する帳票書類

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の

全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿及び関係書類の整備)

第 10 事業実施主体は、事業費の支出が明確になるよう証拠書類を備えて経理しなければならない。

(交付決定前着手)

第 11 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に着手する必要がある場合には、知事に対して、交付決定前着手届(様式第 7 号)を提出するものとする。

(書類の提出部数)

第 12 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各 1 部とする。

(書類の経由)

第 13 この要綱により知事に提出する書類は、補助事業の対象となる区域を所轄する地方振興事務所長(以下「所長」という。)を経由し提出するものとし、この場合所長は、当該書類の写しを保管するものとする。ただし、複数の地方振興事務所の所管またがる区域等を対象とする広域的な事業を行う事業実施主体にあつては、直接知事に提出するものとする。

(その他)

第 14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 25 年度当該補助金に適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 10 日から施行し、平成 26 年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

事業種目	事業の内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
魚市場の水揚及び運営体制の強化	1 水産物安定供給，水産加工原魚確保のための水揚強化対策の推進 2 魚市場における衛生管理，業務改善等を目的とした運営体制強化事業の推進	○卸売市場法（昭和46年4月3日法律第35号）第58条第1項の許可を受けた水産物を取扱う卸売業者（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年6月22日法律第62号）に基づく改正後の卸売市場法施行後においては，同法第13条第1項の認定を受けた地方卸売市場の開設者が許可する水産物を取り扱う卸売業者）もしくはそれらを主たる構成員とする団体 ○知事が特に認めた団体（魚市場の水揚強化に資する取組を行う団体に限る）	旅費：交通費，宿泊費 庁費：会議費，印刷製本費，資料購入費，消耗品費，雑役務費 委託費：イベント開催費，コンサルティング委託費等 謝金：外部専門家等の招へい費用 その他：事業実施に必要と認められる経費	1／2以内 ただし，補助上限額は2，000千円とする。
水産物付加価値向上及び水産物販売強化	1 水産物の付加価値向上対策の推進 2 水産物の付加価値向上を主たる目的とする生産地または消費地における情報発信，地域イベント，直売及び出張販売等の水産物販売強化対策の推進（展示会，商談会を除く）	○卸売市場法（昭和46年4月3日法律第35号）第58条第1項の許可を受けた水産物を取扱う卸売業者（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年6月22日法律第62号）に基づく改正後の卸売市場法施行後においては，同法第13条第1項の認定を受けた地方卸売市場の開設者が許可する水産物を取り扱う卸売業者）もしくはそれらを主たる構成員とする団体 ○知事が特に認めた団体（魚市場の水揚強化に資する取組を行う団体に限る）	旅費：交通費，宿泊費 庁費：会議費，印刷製本費，資料購入費，消耗品費，雑役務費，出展小間料，会場使用料，備品レンタル使用料，電気工事費（電気使用料を含む），給排水施設使用料（水道料を含む），搬送経費 委託費：イベント開催費等 その他：事業実施に必要と認められる経費（ただし，PR用試供品費については，補助対象経費の4分の1を超えないこととし，単独での事業は認めないものとする。）	1／2以内 ただし，補助上限額は1，000千円とする。

※補助上限額は各年度において1事業実施主体あたり全ての事業種目の合計で2，000千円とする。